

JBIC・NEXI 環境社会配慮ガイドライン改訂案（10月2日版）に関する質問・コメント・追加論点

2014年10月20日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺有輝

項番 6 :

- ガイドライン改訂案では、意思決定後の環境レビューが幅広い案件に適用可能となっている。FAQ改訂案の説明（2タイプ）をガイドライン本文に入れ、適用範囲を限定するべき。
- 意思決定前に行う情報公開は「可能な範囲で」ではなく、案件概要及び環境社会影響の概要を情報公開するためのフォーマットを作成するべき。

項番 8 :

- 「5. 当行の環境社会配慮にかかる情報公開」の「(1) 基本的考え方」と「(2) 情報公開の時期と内容 ①総論」に重複した内容が含まれているため、整理・統合するべき。

項番 9 :

- ガイドラインでは原則としてカテゴリ A 案件では ESIA が作成・公開されていなければならないので、原則外の条件を示さずに「ESIA が作成されないプロジェクト」の対応のみを FAQ で示すことは外部に誤解を与える可能性があるため、FAQ2.9 は削除するべき。
- 「JBIC/NEXI の考え方」について、もともと ESIA は JBIC・NEXI による公開の対象なわけだから、その代替として環境レビューに用いた資料は、現地で一般に公開されているかどうかの有無によらず、公開の対象とするべき。

項番 10 :

- 金融仲介機関に環境レビューを委ねる場合は、金融仲介機関によるサブプロジェクトの環境社会配慮関連情報にリンクを張る等の対応を行うべき。

項番 15 :

- ガイドライン改訂案第 1 部 (2) ③でカテゴリ FI のモニタリング結果の公開が除外されているが、カテゴリ FI におけるモニタリング結果も一般に公開されている場合は JBIC・NEXI による公開対象とするべき。

項番 19 :

- FAQ2.5 の後半部分（なお以降の部分）の記載について、不可分一体の施設を事業実施主体が所有、管理、運営していない場合に検討の影響範囲を狭める可能性があるためと誤解を与える文章のため、FAQ2.5 の後半部分は削除するべき。

項番 21 :

- 警備要員に関する規定はチェックリストのみではなく、ガイドライン第 2 部の社会的合意及び社会

配慮に「プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう適切な措置が講じられなければならない。」との規定を追加すべき。

項番 29 :

- GHG 排出レベルの測定・公開の推奨はコモンアプローチ Annex II のパラグラフ 6 にも含まれており、FAQ2.7 において公開を働きかける対象にするべき。

項番 30 :

- GHG 排出レベルの測定・公開の推奨はコモンアプローチ Annex II のパラグラフ 6 にも含まれており、現段階で JBIC・NEXI が行えることはあると理解。したがって、「OECD における検討結果を踏まえた対応を行う」ことは、ガイドライン本文の「検討する影響の範囲」ではなく FAQ に入れるべき。

項番 36 :

- OECD 環境コモンアプローチの Annex II は、関係者の周知を促すために、日本語に翻訳したものを FAQ2.8 に添付するべき。

項番 37 :

- 実施状況の確認にあたっては、被影響住民への聞き取りを行うことを規定するべき。
- NEXI ガイドラインにおいても、実施状況確認の実施及び説明責任の確保を含めるべきである。

項番なし及び追加論点 :

- 行政機関である JBIC・NEXI が日本政府の政策を踏まえて運営されることは自明のことであるが、環境社会配慮確認の度合いや確認方法が、日本政府の政策（重点分野やセクター等）によって左右されることは不適切であり、ガイドライン第 1 部 1 で新たに提案されている当該文言は削除するべき。
- JBIC・NEXI がプロジェクト予定サイトへの実査を行う際は、原則として被影響住民への聞き取り調査を行うことを規定するべき（ガイドライン第 1 部 3 (3)）。